

平成 20 年 第 2 回 定例会

東京都後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成 20 年 11 月 17 日

東京都後期高齢者医療広域連合議会

平成20年第2回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

目 次

○出席議員	1
○欠席議員	1
○説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○開会及び開議の宣告	3
○広域連合長のあいさつ	3
○会期の決定	4
○一般質問	4
佐藤洋子議員	4
中村光雄議員	9
岩田康男議員	11
○認定第1号の上程、説明、採決	15
○議案第17号の上程、説明、採決	17
○議員提出議案第1号の上程、採決	18
○閉会の宣告	19
○会議録署名	21
○議決結果等	

平成20年第2回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成20年11月17日 午後2時開議

出席議員（25名）

1番	桜井 ただし	3番	鈴木 驍
5番	木下 悦希	6番	中村 光雄
7番	佐藤 信夫	8番	須藤 安通
9番	みずい 達興	10番	大場 やすのぶ
11番	木村 正義	12番	市川 みのる
13番	今井 譲	14番	遠竹 よしこ
16番	白井 よう子	18番	萩生田 富司
19番	牛嶋 剛	20番	近藤 和義
21番	岩田 康男	22番	須崎 昭
23番	高野 律雄	24番	臼井 伸介
25番	荻窪 貞寛	26番	佐藤 洋子
27番	五十嵐 京子	28番	小林 秀雄
30番	土屋 國武		

欠席議員（5名）

2番	今野 弘美	4番	橋本 直和
15番	池田 博一	17番	くじらい 光治
29番	梅田 俊幸		

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	多田 正見	副広域連合長	中山 弘子
副広域連合長	黒須 隆一	副広域連合長	青木 國太郎
副広域連合長	合田 進	総務部長	名取 伸明
保険部長	杉田 平吉	総務課長	岡村 昭雄
企画調整課長	藤春 加代子	管理課長	梶川 義夫
保険課長	赤松 郁夫	会計管理者	若井 世台子

代表監査委員 相 川 明

職務のため出席した者の職氏名

書	記	長	岡	村	昭	雄	書	記	増	田	武
書		記	金	子	千	秋	書	記	小	久	保
書		記	小	川	謙	一郎					

議事日程 第1号

- | | |
|-----|---|
| 第 1 | 会期の決定について |
| 第 2 | 一般質問 |
| 第 3 | 認定第 1 号 平成 1 9 年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算
の認定について |
| 第 4 | 議案第 1 7 号 東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関
する条例の一部を改正する条例 |
| 第 5 | 議員提出議案第 1 号 東京都後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正
する規則 |

会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 2時00分開会

○須藤議長 ただいまから平成20年第2回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の欠席の通告は、今野弘美議員、橋本直和議員、池田博一議員、くじらい光治議員、梅田俊幸議員の5名でございます。

本日の出席議員は25名で定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、広域連合長以下関係職員の出席を求めましたので、ご報告いたします。

初めに、広域連合長より発言の申し出がございますので、許可いたします。

広域連合長。

○多田広域連合長 広域連合長の多田でございます。

第2回定例会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、お忙しい中ご参集を賜り、まことにありがとうございます。

また、本広域連合の運営につきまして日ごろからご理解とご協力をいただいておりますこと、厚く御礼を申し上げます。

さて、現在、本制度については、皆様もご承知のとおり、国においても様々な意見が出されておりますが、私どもといたしましてはこの検討に対して、被保険者や自治体など関係の意見を踏まえ、将来を見据えた深い議論がなされるものと期待をし、引き続き注目してまいりたいと考えております。

本日は、平成19年度決算を提案させていただいております。本決算は、平成19年度の制度準備にかかわる経費で、一般会計のみになっており、歳入総額は34億2,574万6,766円、歳出総額は33億2,567万3,562円で、差引残額が1億7万3,204円となっております。

本議会には、そのほか条例改正案をご提案させていただいております。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げまして、私のごあいさつといたします。

○須藤議長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

引き続き会議を進行いたします。

会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は会議規則第80条の規定に基づき、6番、中村光雄議員及び23番、高野律雄議員を指名いたします。

よろしくお願いいたします。

次に、書記長より諸般の報告をいたします。

書記長。

○岡村書記長 それでは、私のほうからご報告させていただきます。

本日、議場配付いたしました文書等につきまして、ご報告させていただきます。

まず、東京都後期高齢者医療広域連合議会議員表でございます。

次に、平成20年第2回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会議事日程(第1号)でございます。

次に、平成20年第2回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会発言通告表でございます。

次に、平成20年度定期監査報告書でございます。

次に、平成19年度決算審査意見書、これは認定第1号の附属文書でございます。

次に、平成20年7月分から9月分までの例月出納検査の結果についてでございます。

次に、平成19年度における公文書の公開の実施状況についてでございます。

次に、平成19年度における個人情報保護制度の実施状況についてでございます。

以上8件につきましては、この配付をもって内容の朗読は省略させていただきますので、ご了承願います。

報告は以上でございます。

○須藤議長 ありがとうございます。

これより、本日議場配付いたしました議事日程に従い、議事を進行いたします。

日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○須藤議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第2、一般質問を行います。

発言の通告がございましたので、本日議場配付いたしました発言通告表に記載された順序に従い、自席にて発言をお願いいたします。

なお、円滑な進行を図るため、質問、答弁ともに簡明にさせていただくようご協力をお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。

佐藤議員の発言を許可いたします。

26番、佐藤議員。

○佐藤(洋)議員 町田の佐藤洋子でございます。一般質問をさせていただきます。

2点について、発言要旨に沿って発言をいたします。

今年の夏に、国は新たな軽減対策を設けました。保険料の所得割減額を行うことで東京都広域連合独自軽減分の負担が6億円減額となり、区市町村の本年度の負担が少なくなることとなったわけですが、このような軽減対策を講じなければならなくなった背景にあるのは、75歳以上の高齢者の生活の厳しさだと思います。制度発足から7カ月、未だに廃止を求める声は相次ぎ、厚生労働大臣でさえ「世

論が一定方向に燃え上がっていくのを目の当たりにし、私は、現行のまま制度を定着させるのは無理だと判断した」と「中央公論」の12月号で明らかにしていますが、国民の怒りの広がりを受けての結果であることを示しています。

東京都広域連合議会臨時会で議論になったことですが、各区市町村に戻される約6億円の負担金は、それぞれの自治体でどのように使うか判断されるのだと思いますが、広域連合としてプールして、保険料のさらなる減額に充てるなどのことは考えられなかったのでしょうか。それぞれの自治体にとっての影響についてどのように考えておられるのでしょうか。

広域連合として今後どのように対応していくのかのお考えを示していただきたいと思います。

今年度限りの対策なのか、ずっと続くのか、自治体も対応に追われるばかりです。

2番目ですが、制度スタートから7カ月、国の方向が定まらない中で、参議院では廃止法案が通過しています。国民からは様々な声が上がリ、「廃止しかない」の声が国会にも600万を超えて署名という形で積み上げられています。そのような声を広域連合としてどのようにとらえ、その声はどうこたえてきたのか示してください。

今後、広域連合として、国の改正待ちでなく、積極的に制度をより良くしていく責務があると考えますが、今後の広域連合のあり方、方針について方向を示していただきたいと思います。

また、現在、考えられている国の改善策、1年以内に何か改善策を設けるような話もあります。方針について、いち早く対応することが求められていると考えますが、そのようなものがあるのかないのか、そういうことについてお聞きしたいと思います。

以上です。

○須藤議長 理事者の答弁を求めます。

保険部長。

○杉田保険部長 それでは、佐藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

国の軽減策を当広域連合としてどのようにとらえているのか。また、影響ということでございますけれども、区市町村のほうに当初6億9,000万円の負担をいただくということを予定しておりましたが、国が負担することになりました6億円を除いて9,000万円の負担となりました。これにつきましては、区市町村長会等で他のことに使えないのか、どのくらいの影響があるのかというご意見をいただきました。

しかしながら区市町村には、既に保険料軽減の特別対策として約100億円もの負担を一般財源でしていただいております。さらに加入者の保険料の抑制を図って、広域連合議会の決議を受けて、所得の低い方を対象とした所得割額の一定額を減額してきております。財政状況の厳しい中、2年間の措置としておりまして、今回の国の軽減対策により負担は軽減されましたが、議会の決議の趣旨と区市町村の対応については一定の目的が達成できたと考えております。

保険料の設定期間が2年間であること、国の軽減策により年度途中で保険料が変更されていること

から、さらに短期間に制度が目まぐるしく変わることは混乱を来すということもあり、望ましいことではないと考えております。実務も考慮し、区市町村長の了解のもとで現行のとおりとして、新たな軽減策は講じないものと考えております。

それから、7カ月間で国民から出されている様々な声を、どうとらえたかということでございます。

制度開始後、直接高齢者の方やご家族の方から電話や手紙をいただいております。また、区市町村を通じて多くの声を聞かせていただいております。その内容は、資格や保険証に関することから保険料や保険給付に関することまで多岐にわたっておりますが、従来の国民健康保険や会社の健康保険等からの制度移行に、ご高齢の方が必ずしも十分にご理解、納得をいただいていないと認識しております。

当広域連合はこういう声を受けまして、国に対して、6月3日には1都3県共同で療養給付に対する定率交付の確保、12分の4の国庫負担の確保について申し入れをしてきております。また、6月9日には当広域連合長名で、軽減措置に係る経費の国庫負担について要望を重ねてまいりました。こうした状況のもと、政府が「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」を取りまとめ、これを受けた形で当広域連合は取り組みを行ってまいりました。

その取り組みにつきましては、所得割額、それから均等割額の軽減措置等で、先ほど述べさせていただいたとおりのものでございます。

今後の方針につきましては、厚生労働省が9月25日に高齢者医療制度に関する検討会を設け、制度の見直しに向けて1年を目途に検討を行うこととしております。特に当広域連合として、それに先んじて対策を行うことというのは考えておりません。私たちは、今、行われている制度を被保険者の方に正しく理解していただいて、制度を運営していくことに十分心がけていきたいと思っております。

当広域連合としましては、先ほど連合長が申しましたとおり、こういう国の動きは十分に注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○須藤議長 佐藤議員。

○佐藤（洋）議員 再質問をさせていただきます。

厚生労働大臣は、先ほど申し上げました「中央公論」の中で、この制度をフランス料理に例えているんですね。「味も栄養価も保証します」と説明したり、幾ら薦めてみても「フランス料理は口に合わない」と門前払いされたようなもので、幾ら論を尽くしても理解される可能性は低い、このように厚生労働大臣が指摘しているんです。その理由が、75歳で線引きしたこと、それから保険料の年金天引きを実施したことを挙げています。

国会でも示された、国会でパネルで示されましたけれども、うば捨て山行きバスのイラスト、これは厚生労働大臣がつくったものですが、このようにはっきりと国民の不満や反対の理由がわかっているのに推し進める制度は、制度のあり方自体に問題があるのだと考えます。

広域連合が国の方針どおりに今後、制度を進めていくということは、都民の意思が反映されないと

いうことでもあります。何のための広域連合なのかと私は非常に疑問に感じます。

自治体の担当者は、これ以上もう保険料を上げられないと言っているんですね。非常に自治体に苦情がいっぱい来ているわけです。担当者からも聞いてきましたけれども、もう制度の手直しばかりで自治体の仕事量がふえて、苦情は多く自治体の窓口に殺到するわけですから、そのような実態を広域連合としてはどれほどお聞きになっておられるのでしょうか。

○須藤議長 理事者の答弁をお願いいたします。

保険部長。

○杉田保険部長 それでは、お答えいたします。

制度を進めていく上で、このままだとちゃんと都民の方の意見が反映できないということをおっしゃいましたが、私たちも、やはりいろいろな意見を都民の方からいただいております。それは要望という形であったり、電話で苦情という形であったりしております。

今回の国が1年かけて検討するということについては、まず1点目には、年齢のみによる区分をどうするか、それから保険料の支払い方式、これは口座振替の選択も含めてのもの、それから現役世代を含めた費用の負担のあり方についての大きな3点があると認識しておりますし、国の担当課長もそのように申しております。

私たちとしても国に対して、普段から文書だけでなく電話とか、いろいろな会合の中で意見を申しております。1つとしては、関係団体と意思の疎通を図っていくこととしておりますけれども、厚生労働省は、9月25日にブロック会議として、各広域連合の代表を集めて意見を聞く場をつくっております。それから11月13日、先週でございますけれども、広域連合標準システム研究会というのを立ち上げて、今、標準システムで非常に不具合が多くて完成度が低いということがありますので、そのことに対して検討会が開催されました。それには東京都の広域連合からも代表として管理課長が出席しております。

これまで様々な意見を賜っていることもありそのことは十分国のほうにも、普段からも話しをしておりますけれども、今後も文書だけでなく国には伝えていきたいと考えております。

○須藤議長 佐藤議員。

○佐藤（洋）議員 いろいろ意見は言ってくださっているのかもしれませんが、保険料のことなんです、7割の人が下がったと国は宣伝しているわけですね。広域連合もそのように言っているんだと思うんですが、その根拠を示していただきたいと思うんです。

実際は、ある調査ですけれども、4割の人が高くなったと答えています。変わらないという人もいますけれども、変わらないという人でも国保税そのものもともと高かったわけで、高齢者の暮らしを非常に圧迫していたわけですが、「安くなった」というふうに変わらない限り、安心の医療とは言えないのだと思います。

年金天引きも、今までの国保8回納付に比べて、今回の天引きになると6回天引きでありますから、

少ない年金のやりくりが自分でできなくなった、こういう声が出されています。

高齢者の声というのは非常に深刻でありまして、私どももいろいろ声を伺うわけですが、例えば年金が2カ月で7万6,916円、これ月に直したら3万……、4万にも満たない年金ですね。この年金から介護保険料が2カ月で5,300円、後期高齢者医療保険は2カ月で6,300円引かれる。もう1カ月3万2,000円ぐらいの年金ではとても暮らしていけない、家族にこれ以上迷惑をかけたくない、こういう声が非常に私どものところにも寄せられています。

こういう本当に切実な声をきちっと反映して国に対して物を言っていく、それが広域連合の役割ではないかと思うんですね。現在、国が考えている改善策などで、このことが本当にクリアできるのかと非常に疑問に思うんです。

今後、こういう高齢者の声をどのようにこの制度に反映させることができるのか、広域連合はしっかりと国に物を言うことができるところなのか。この議会もそうですけれども、この議会で論議されたことがどのように国に反映されていくのか。これだけの議員がいるわけですが、私どもの声は、各自治体から寄せられた声をここに持ってきているわけですが、そういう声が本当に国に直接上げられるのかどうか、そのことについてお聞かせいただきたいと思います。

○須藤議長 保険部長。

○杉田保険部長 それでは、順序が逆になって申しわけございませんが、区市町村の意見が国に伝わるかというか、意見を言っていくかということでございますけれども、これは区市町村の担当課長たちとの会議もございまして、そこでは細かい、本当に現場に即した意見をいただいています。このことは、普段の事務の運営の中ではもちろん伝えておりますし、それから議会、また協議会もございまして、その中で出された意見というのは、こういう意見があるということはしっかりと伝えていきたいと考えております。

それから、7割の方が安くなっている根拠を示せということでございますけれども、東京都広域連合では、具体的には細かい試算はしておりませんので、7割の根拠がどうなっているというのは、申しわけないですが、今は示せません。

参考にお知らせをしたいと思いますが、新聞にも報道されましたが、今回、軽減策で、特別対策をしてどのくらい安くなったかという資料が出されました。東京都広域連合の資料として発表されましたのは、4項目プラス均等割額の軽減対策を行った平均の保険料が9万1,100円で、それから今回の新たな軽減後は8万7,318円で、その差が3,782円、約4.2%が保険料の実額として下がったと発表されました。これは数字としては、まさにそのとおりでございます。

その中で、一つ一つの数字は出ておりませんが、均等割額の軽減を受けた方は当広域連合内で約49万7,000人でございます。その額は約146億2,500万円になります。それから、所得割額の軽減を受けた方は約8万5,100人、金額としましては、8億9,700万円程度の減額になっています。

ご質問にはございませんでしたけれども、これが現状ですので、報告させていただきます。

○須藤議長 以上で佐藤議員の質疑を終了いたします。

続きまして、中村議員の発言を許可いたします。

6番、中村議員。

○中村議員 墨田区の中村でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうから、先に通告してあります2点についてお尋ねをしたいと思います。

高額療養費の支払いに関する電算システムの適切な運用について質問しようと思っておりましたが、先ほど全員協議会でご説明がありましたので、省略をさせていただきます。

まず第1点目は、今までのPR活動の反省点及び今後のPRの方針についてお尋ねをしたいと思います。

今、国では厚生労働省に高齢者医療制度に関する検討会を設置して、市町村が運営する国民健康保険を都道府県単位の県民健康保険（仮称）に再編し、75歳以上の医療も一体運営するという舛添厚労大臣の私案も視野に入れて、制度のあり方をおおむね1年かけて見直すこととしているが、そのような不安定な状況の中で、今後は今まで以上に被保険者に向けたPRが非常に重要であると考えます。決算審査の意見にもありましたが、制度の運用が始まって約半年間経過いたしました。制度の周知についての問題では、まだまだ町場の中では混乱があるというふうに伺っております。これら反省点があれば、その反省点を来年の上半期に向けてどのように反省をしながらPRの方針について計画を立てていくか、この件についてお尋ねしたいと思います。

それから、2点目についてでございますけれども、これも制度運用の当初から問題になっておりました「後期高齢者」という名称の使用について伺いをしたいと思います。

「後期高齢者」という名称については、被保険者の側からすると、心情的な面も含め、受け入れがたい状況にあるというふうに^{そくぶん}仄聞をいたしております。法律上の名称であることは承知しておりますが、これだけいろいろ問題があるとしたら、マスコミ報道を含めてかなり多くの批判があるところですから、東京都広域連合だけでもこの辺の呼び名を、括弧書きで「長寿医療制度（後期高齢者医療制度）」となっていますけれども、そんなけちなことしないで、こういう括弧書きでそんなことをつけるんだったら、法律名はともかく、これは国が法律改正しなければできませんが、東京都だけでも何らかの形で「長寿医療制度」とするなら長寿医療制度とするように名称を変えていかれたらいいのではないかなと。

私は、この間の議案説明会でも言いましたけれども、47都道府県の広域連合は全然協議機関もないということですから、いろいろ社会的な批判を受ける中で、広域連合はやはりそれぞれどういう立場でもって47都道府県が連絡調整したり、協議したり、そして国のほうへ意見を上げるという、いいことはどんどんやったらいいと思うんですね。悪いことはやらなくてもいいですけれども、いいことは、私はどんどんやったらいいというふうに思っておりますので、そういうような、いわゆるこの「後期高齢者」の呼び名を「長寿医療」なら「長寿医療」でできないかなということについて、お

尋ねをしたいと思います。

国のほうも、何か舛添大臣も麻生総理も、こういう点については見直しについて触れておりましたけれども、最近では何かなしのつぶてになってしまって、どうなってしまったんだかわからない。でも、やはりそういう考え方も政府内にもある、与党の中にもあるということは、これしっかりと踏まえた上で47都道府県のリーダーシップを、一番後期高齢者が多い東京ですから、東京都がリーダーシップをとって、その辺を早くいい方向に持っていくなら持っていってほしいというふうに思っておりますので、その辺についてもお聞かせいただきたいと思います。

以上でございます。

○須藤議長 理事者の答弁を求めます。

総務部長。

○名取総務部長 それでは、ご答弁いたします。

まず、PR活動の反省点及び今後の方針というご質問でございます。

議員ご指摘のように、このような状況でございますので、当制度の円滑な運営のためには被保険者に向けたPRが非常に重要であるということは、もちろん私どもも考えております。

ご案内のように、広域連合は新しくこの制度に加入する方、また医療関係者、あるいはこの制度を支える多くの皆様方に制度の中身をきちんと周知をしてしていくという役割を分担をしております。そのために、ご承知のようにコールセンター、ホームページ等々、さまざまな広報手段を講じて私ども、広報に努めてございますし、今年度はテレビやラジオ等を使つてのPRも実施をしております。

また、一方、区市町村におきましても、住民説明会を開催する、あるいは広報誌を発行することを通じて、また、日々の窓口における丁寧な相談等を受けるということも通じて、懸命なPRを行っております。

このように、可能な限りの広報を実施しておりますが、まだまだこの制度の趣旨等については様々なご意見がある、またご理解について、なかなか私どもの説明が至らない部分もあるということは承知しております。また、細かな点ですが、印刷物の文字が小さい、あるいは説明がわかりにくい等々のご指摘もちょうだいしております。そういった点は十分反省をしまして、今後の広報の中ではそれらを改善していくことを考えてまいりたいと思っております。

この後半もしくは来年の方針ということでございますけれども、今、申し上げたことの中身を実際に実践をしていくことになると思いますが、少なくとも都内全域にわたる項目につきましては、私どもがきちんと責任を持ってPRに努め、また、被保険者に一番近い区市町村においても十分にご協力いただきながら、きめ細かな、親切的な周知活動に努めてまいりたいと考えております。

PRにつきましては、以上でございます。

続きまして、いわゆる「後期高齢者」という呼称の使用についてのお尋ねでございます。

この制度におきましては、4月の当初に国において「長寿を国民皆が喜ぶことができる仕組み」と

して「長寿医療制度」という、通称名を定めてございます。私どもとしましては、この「長寿医療制度」という通称、これを広報の発行あるいは当広域連合のホームページ等々につきまして極力積極的に使うように努めて、その中でご高齢の方々の心情に配慮するように日々努めてございます。

ところで一方、「後期高齢者」という名称につきましては、国においても今後1年間の検討の中ではその検討の対象になるということを私どもも聞いてございますが、まことに残念ながら、今のところ法律上の定めがある部分におきましては、例えば被保険者証、あるいは私どもの名称等々につきましては、これはいかにせん法律上のことでございますので、何とも使用せざるを得ないという状況にございますので、その点につきましてはご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○須藤議長 以上で中村議員の質疑を終了いたします。

続きまして、岩田議員の発言を許可いたします。

21番、岩田議員。

○岩田議員 それでは、お願いします。通告をしておりますのは3点です。

1つは、この制度が年金から天引きを当初全員強制的に行う、それから75歳以上の人は別立てにすることで、制度上の批判というのが大変あって、それに加えて私は、高齢者に対する扱い方と負担のあり方というのも、もう一つ問題ではないかというふうに思います。

といいますのは、高齢者の場合は老齢者控除が一気に廃止される、それから年金控除が縮小される、そして125万円以下の例の非課税措置というのは高齢者だけが外される、そういう高齢者に対する集中的な負担増がある中で今度この制度がこういう扱い方をするということで、一層この制度に対する批判というのが高まっているのではないかというふうに思いますが、先ほども議論がありましたけれども、この高齢者の人たちの実態というのが国にどの程度、広域連合を通じて反映されているんだろうかということを1点お伺いします。

現実には、厚生労働省自身の家計調査でも、57%が「生活が苦しい」と答えた人が戦後最悪の数字を示しているということもありますし、日の出町では75歳以上の人の医療費を全額町が負担するという話もありましたけれども、各地で入院見舞金制度が生まれたり、いろいろな制度ができていますけれども、そういうことから、生活支援といいますか、その必要性というのが迫られているのではないかなと思うんですが、その認識と国への反映というのを1点目、お尋ねします。

2点目は、先ほど来、議論があったことなんですが、国のほうでも2度抜本見直しをやりましたが、今度、いわゆる根本的な見直しというか、抜本的な見直しをするということで検討会が立ち上がった。大臣もいろいろなところでいろいろな発言をしているわけですが、先ほどご答弁がありました高齢者医療に関する検討会でしたか、1年間かけてやるという。ここは広域連合からは出席をしているんでしょうか。正式にこういった場に広域連合から出席をして直接意見を述べるという機会はあるんでしょうか、2点目、お尋ねします。

3点目は、広域連合自身の運営の仕方ということについて、様々意見が寄せられているわけですが、非常に責任が重い。広域連合がこの制度を実行する上において。しかし、実際上は法律に縛られて、事務処理の機関にならざるを得ないというふうになっていますが、この広域連合のあり方ということについてどんな認識をお持ちなのか、改めてお伺いしておきたいと思います。

あわせて、この広域連合の中で今、様々出されているいろいろな矛盾や問題点を解決をしていくという点で、やれるものは全部やってもらいたいということなのですが、保険料や医療費の減額や減免ですね、こういったものの実行、PR、こういうことも含めて、ぜひやれるものは全部やってもらいたいという、以上3点、質問いたします。

○須藤議長 理事者の答弁を求めます。

総務部長。

○名取総務部長 それでは、まず第1点目のご高齢の方々の状況に対する認識、あるいはそういった声が国にどう伝わるか等々のご質問でございます。

私どもも様々な調査の結果等々を拝見している中で、ご高齢の方を含めて多くの方の暮らしが厳しいんだということについては、ご指摘のとおり承知をしております。そのような中で、この制度が始まる際にも、ご承知のように、東京の広域連合としては、62団体の負担で4項目の特別対策あるいは所得割額の軽減等の対策を全国に先がけて実施をしたところでございます。

また、今、挙げられました様々な自治体のいろいろな取り組みについても承知はしておりますが、それぞれの自治体の中で、その財政状況の中で、その責任と判断において実施をされていることと私どもは承知をしております。

次にご高齢者の声につきましては、私どもも様々な機会、先ほど保険部長からも答弁ございましたが、いろいろな機会を通じて国には、私どもなりには伝えております。

続きまして、この制度についての見直しの中で、私どもの発言する場があるのかといったご質問でございますけれども、この見直しの組織そのものは大臣が私的に置いたものと聞いておりますので、その委員構成も国のほうで選ばれた方でございまして、私ども広域連合が加わっているものではございません。

ただ、今後の検討の中で、私どもに対して意見を求められる、あるいは意見を言う場があれば、もちろん私どもも積極的に申し上げるべきは伝えてまいりたいと考えておりますが、現時点では、まだそのような場はございません。

そして3点目、この広域連合の、重要とおっしゃった運営そのものでございますけれども、私ども広域連合は都道府県と区市町村のちょうど中間にあって、区市町村と一緒にこの制度を運営していくということでございますので、それぞれ役割があります。ご案内とは存じますが、私どもとしては、区市町村がまず第一義的には被保険者に一番近いところにおいて、その身近な行政主体として保険料徴収等々の業務を行う、私どもはその財政面を主として受け持つとともに、また、診療報

酬の支払い等々に必要な事務を処理していくということで、お互いに車の両輪として、やはり一緒に担っていく役割を持っていると存じております。

それから個別にご質問ございました保険料の減免あるいは徴収猶予等々につきましても、そういった問題については、共通する部分は私どもで一定の標準的なルールを定め、区市町村と一緒にまた相談しながらやっていくということを基本に、今後とも「62団体と手を携えながら一緒にやっていく」を基本に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○須藤議長 岩田議員。

○岩田議員 広域連合の場合に、地方自治法で定められた地方公共団体の組合ということですかね、自治体としての役割を持っていて、国から権限を移譲される組織でもあるし、逆に国にいろいろなことを、権限を移譲してほしいということを請求することができる団体でもあるというふうになっていますよね。広域連合と区市町村の関係というだけではなくて、広域連合と国との関係で、私、お尋ねしたんですが、この広域連合は、そういう法的には保証されている団体として、しかし、余りにもやる執行事務というのは事務的な、いわば国が決めたことを事務執行する。いろいろご事情があるんでしょうが、幹部職員の方も1年で交代をされる方がほとんど、我々議員も2年で任期おしまいというね。大変重要な団体の割には運営というのはどうなんだろうかというふうに思うんですが、広域連合として今、様々出ている問題点や矛盾点といいますか、そういうものを広域連合として正す権限、改善する権限というのはあるんでしょうか。

例えば、均等割の減額の世帯単位の認定方法だとか、現役並み世帯に認定される医療費負担のあり方だとか、そういった様々な矛盾について広域連合自体で改善する権限、あるいは改善してほしいという国に対する注文、意見、こういうものというのはできるんでしょうか。

といいますのは、2点目の質問なんですが、最初にありました国の検討会に、国のほうが決めた委員ですので、広域連合としては出られない。しかし今後は、事があれば要望していくというお話がありました。そういう場というのは私はぜひつくる必要があると思うんです。といいますのは、この場もそうですけれども、各区市町村から切実な声や具体的な声を聞いていращやるのは、皆さん広域連合ですよね。それを国に直接言えるという場面を、やはりつくらないとまずいんだと思うんですよね。だから、国に直接言える、そういう機関を、場をつくるという努力をされるかどうかというのを2点目にお尋ねします。

3点目は、これまでの減免執行、徴収猶予の実績がありましたら教えてもらいたいと思います。

○須藤議長 理事者の答弁を求めます。

総務部長。

○名取総務部長 まず、国と広域連合の関係の中で、広域連合で一定の権限を国から移譲してほしいと言うようなことができないかというような法的な質問でございますが、地方自治法の中における広

域連合一般につきましては、議員おっしゃったような条項も確かにございます。一方で、私どもは高齢者の医療の確保に関する法律という個別法で、それをかぶせた上で設置をされております広域連合ということもございまして、また、担当している業務が後期高齢者医療制度の運営という単一の業務でございます。そういった中で、一般的な、そういった政策的な部分における権限の移譲等を求めるような具体的内容がなかなか出てきづらいという部分で違いがございます。

また、細かい点ですが、私どもも2年、3年職員はおりますので、決して1年で変わることはございませんので、もちろん重要な機関を担う者としての職責を十分自覚しながら、仕事はしております。

また、いわゆる均等割額の部分でのご質問でございますが、基本的には法律事項に関して、私どもはその部分に手をつけることはできません。ただし、減免の単位はどうしてほしい、こうしてほしいというような意見を述べることは、私どもも当然できますので、できることは私どもも国に対して要望等々は上げております。また、そういった意見を言う場を公式に設置することを求めるべきとのことですが、事実上、私ども、担当の例えば保険部においては、業務上の必要性があれば、いとまを問わず厚生労働省に直接向かいまして、担当の方にはお話しもしておりますし、また、公式に要望書等々を上げている実績もございます。

そういった意味で、意見を今後ともきちんとまた伝えていくということについては、怠りなくやってまいりたいと考えております。

なお、3点目の実績につきましては、保険部長のほうからお答えいたします。

○杉田保険部長 それでは、減免等についてお答えいたします。

一部負担金、これは医療機関等の窓口で一部負担金でございますけれども、これの減免を受けている方はゼロでございます。それから、保険料の減免を受けた方は19人ございます。10月末現在でございます。

以上です。

○須藤議長 岩田議員。

○岩田議員 私、決して言葉じりをとらえるわけではないんですが、先ほど「やってもらいたい」というお話でしたけれども、「やります」ということですよ、国に意見を言う場を。そういう場を、いわゆる事があるときに国に言いに行くというのも、それは必要でしょう。緊急に、今回のことみたいに改善しなければならぬ緊急必要性が生まれれば、それは当然そういうことになるわけですが、そうではなくて、この制度が持っている様々な問題や仕組み、あるいは法改正をしなければ解決できないような問題点、そういうものを、調整交付金満額出してほしいという要望書を持っていくときにも言うでしょうが、日常的に言える、そういう場をつくる必要があるのではないかというふうに思いますが、再度、これは連合長さんにお尋ねします。

それから、減免の件なんですが、今まで広域連合でいろいろな、新聞折り込み等、あるいは直接75歳以上の方々に説明書だとか案内とか、そういうものを送りましたが、残念ながら、そこにはこの要

網の問題について記載がされていないですね。積極的に記載をしてPRしてもらいたい。

というのは、75歳以上の方は入院されている方が多いですし、介護施設に長く入所されている方も多いわけですので、当然、人によってはこういう制度を利用できる人というのはいるし、利用しないと大変な費用負担になっている方々もいらっしゃるというふうに思うんです。そういう点では、せっかくつくられた要綱を積極的に適用するためのPRとか、そういうものを進めてもらいたいと思いますが、2点お尋ねします。

○須藤議長 副広域連合長。

○合田副広域連合長 1点目の、国にいろいろな意見を言う場ということでございますけれども、全国の事務局長会議やブロック会議が開催されており、最大規模の広域連合として積極的に意見を言わせていただいております。今後とも、国に対してもそういった機会をより多く設けるよう要望していきたいと考えてございます。

○須藤議長 保険部長。

○杉田保険部長 制度のPRのことでお答えいたします。

減免等のことについて、議員おっしゃるように、直接書いたことはないのは確かにそのとおりだと思います。

しかし、パンフレットとか、それから納付書の関係等につきましては、納付についてのご相談、そういうことにつきましては区市町村の窓口にお申し出くださいということをお願いしてきております。区市町村の窓口では被保険者の方に対して丁寧な対応をしていただいております。今回の減免とかそのものの要綱等は非常に細かくて、わかりにくいところがございます。ですから、こういうことは包括的に、保険料の相談の中で具体的に相談をしてくださいという形で全体としては補い、それを区市町村のほうで対応していただきたいというふうに考えております。また、現在、そう対応していただいていると思っております。

ですけれども、議員おっしゃるように、被保険者の方に、制度を知らないことによる損失というのがあってはいけないと思いますので、基本的な事項につきましては引き続き区市町村と協力して、周知徹底を図っていききたいと考えております。

以上でございます。

○須藤議長 以上で岩田議員の質疑を終了いたします。

以上で一般質問を終了いたします。

次に、日程第3、認定第1号 平成19年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

会計管理者。

○若井会計管理者 それでは、認定第1号 平成19年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計歳入

歳出決算についてのご説明をいたします。

議案書インデックス 1 番の決算書、1 ページをお開きください。

平成19年度における当広域連合の会計は一般会計のみで、ここに歳入歳出決算を総括しております。一般会計歳入決算額34億2,574万6,766円、歳出決算額33億2,567万3,562円、差引残額 1 億 7 万 3,204 円となっております。

平成18年度は東京都後期高齢者医療広域連合設立準備委員会が広域連合発足の準備事務を行っており、当広域連合としての歳入歳出はゼロでございましたので、歳入歳出とも皆増でございます。

続きまして、歳入歳出の主な項目についてご説明いたします。

2 ページをお開きください。歳入歳出決算書、歳入でございます。

まず、第 1 款分担金及び負担金、収入済額は右側のページ、表の 2 列目をごらんください。17億5,473 万 2,000 円でございます。

こちらは62区市町村の分賦金で、2 分の 1 が人口割合、2 分の 1 が75歳以上の人口割合で算出されており、4 月、10月にそれぞれ 9 億 4,000 万円余を収入し、平成20年 3 月、決算見込み額に基づき 1 億 3,000 万円余を62区市町村に還付しております。

次に、第 2 款国庫支出金、収入済額16億6,842 万 5,232 円。

主な内容としたしましては、高齢者医療制度円滑導入のための臨時特例交付金でございます。

次に、第 3 款都支出金は、当初予定した東京都単独公費部分のシステム開発について国の標準システムで対応可能となったことにより、収入済額ゼロとなっております。

次に、第 4 款諸収入、収入済額258 万 9,534 円。

こちらは、歳計現金を定期預金等により運用した利子収入でございます。

以上、歳入合計は一番下の行、34億2,574 万 6,766 円となっております。

次に、4 ページをお開きください。歳出でございます。

まず、第 1 款議会費は、定例会 2 回、臨時会 2 回、計 4 回の議会運営に要した経費でございます。支出済額は右側のページ、表の一番左の列をごらんください。264 万 6,509 円でございます。

次に、第 2 款総務費は、職員の人件費等や広報広聴に係る経費、財務会計等行政運営システムの管理運用に係る経費、広域連合システムの管理運用に係る経費、選挙管理委員会の運営、監査に係る経費、広域連合協議会の運営に係る経費などで支出済額15億5,163 万 8,147 円。

支出額が大きなものとしたしましては、職員43人の給料、手当、共済費等、人件費が 4 億円余、国の標準システムを基本活用した広域連合の電算システム導入及び管理運用に係る経費が10億4,000 万円余、その他、制度を周知するミニガイドやポスターの作成、ホームページ作成、コールセンター設置など、広報広聴に要した経費でございます。

次に、第 3 款民生費は医療制度実施のための準備に要した経費で、支出済額 1 億 6,155 万 8,483 円。

主な内容としたしましては、保険証等交付事務委託料が 1 億 3,900 万円余でございます。

次に、第4款公債費、支出済額1万3,191円。

こちらは年度当初、分賦金が歳入されるまでの一時的な資金不足に対応するため、一時借入を行ったことに伴う利子の支払いでございます。

次に、第6款諸支出金、支出済額16億981万7,232円。

こちらは、先ほど歳入でご説明いたしました高齢者医療制度円滑導入のための国庫補助金を、予算に基づき積み立てたものでございます。

以上、歳出合計は一番下の行、33億2,567万3,562円となっております。

6ページから15ページまで、歳入歳出決算事項別明細書を記載しております。後ほどご参照いただければと存じます。

次に、17ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、歳入歳出差引額1億7万3,204円がそのまま実質収支となります。

次に、18ページをお開きください。財産に関する調書でございます。

18ページから21ページの公有財産及び物品は、ございません。

22ページをお願いいたします。4、基金でございます。

東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金は平成19年度に設置され、決算年度末現在高は16億981万7,232円でございます。

認定第1号についての説明は、以上でございます。

なお、本決算につきましては、お配りしておりますとおり、監査委員から決算審査意見書が提出されておりますことを申し添えさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○須藤議長 説明が終わりました。

認定第1号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件につきまして、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○須藤議長 賛成者全員であります。

よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第17号 東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副広域連合長。

○合田副広域連合長 それでは、議案第17号につきまして、ご説明を申し上げます。

平成20年6月18日公布、9月1日施行の地方自治法の一部を改正する法律により、議員の報酬の名称が「議員報酬」に改められたことに伴い、東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の題名、第1条、第2条、別表第1について語句の整備をするものでございます。

以上、何とぞご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○須藤議長 議案第17号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本議案につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○須藤議長 賛成者全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議員提出議案第1号 東京都後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則につきましてを議題といたします。

お諮りいたします。

本議案につきましては議員30人全員からの提出議案でありますので、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○須藤議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

お諮りいたします。

本議案につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○須藤議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本定例会において議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第42条の規定に基づき、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○須藤議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決されました案件の整理につきましては、議長に委任することに決定いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもって平成20年第2回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたりましてご協力いただき、ありがとうございました。

午後 2時59分閉会

議 長 須 藤 安 通

署 名 議 員 中 村 光 雄

署 名 議 員 高 野 律 雄

平成20年第2回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会における議決結果等一覧

1 議員提出議案

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
議員提出議案 第 1 号	東京都後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則	11 月 17 日	原案可決

2 広域連合長提出議案

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
認定第 1 号	平成19年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について	11 月 17 日	認 定
議案第17号	東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	11 月 17 日	原案可決

東京都後期高齢者医療広域連合議会
議 席 表

議席 番号	所属議会	氏 名	議席 番号	所属議会	氏 名
1	千代田区議会	桜 井 ただし	16	板橋区議会	白 井 よう子
2	中央区議会	今 野 弘 美	17	足立区議会	くじらい 光治
3	港区議会	鈴 木 驍	18	八王子市議会	萩生田 富 司
4	文京区議会	橋 本 直 和	19	立川市議会	牛 嶋 剛
5	台東区議会	木 下 悦 希	20	武蔵野市議会	近 藤 和 義
6	墨田区議会	中 村 光 雄	21	三鷹市議会	岩 田 康 男
7	江東区議会	佐 藤 信 夫	22	青梅市議会	須 崎 昭
8	品川区議会	須 藤 安 通	23	府中市議会	高 野 律 雄
9	大田区議会	みずい 達 興	24	昭島市議会	臼 井 伸 介
10	世田谷区議会	大場 やすのぶ	25	調布市議会	荻 窪 貞 寛
11	渋谷区議会	木 村 正 義	26	町田市議会	佐 藤 洋 子
12	中野区議会	市 川 みのる	27	小金井市議会	五十嵐 京 子
13	杉並区議会	今 井 讓	28	小平市議会	小 林 秀 雄
14	豊島区議会	遠 竹 よしこ	29	日野市議会	梅 田 俊 幸
15	北区議会	池 田 博 一	30	檜原村議会	土 屋 國 武